

◎作業員名簿

・これまで別紙に記載していた社会保険（健康保険・年金・雇用保険）の加入状況記入欄を名簿に取込みました。また、「社会保険加入欄の記載例」を添付しています。

◎化学物質を取り扱う作業のリスクアセスメント（有機溶剤・特定化学物質持込使用届に追加）

- ・どのような作業で特定化学物質を取扱い、リスクアセスメントが必要になるか、「化学物質取扱い作業の例」にまとめています。
- ・実施手順は帳票にも記載しています。また、「記入例」を添付しています。

**実施要領（手順）**

1. 使用する材料のSDS（安全データシート）をメーカーか販売店から提供してもらいます。入手できない場合は、容器や梱包に貼付されているラベルでGHSシンボル（危険有害マーク）や注意事項を確認してください。（SDSにしか情報の記載がない場合があります。）

SDSの危険性、有害性の項目・区分を確認して、一致する **危険有害性区分** の数字を

**A 使用材料の危険有害性区分** の同じ行に転記します。

2. **B 危険度有害性等の大きさ** の同じ行にある数字を  で囲みます。主剤と硬化剤など、2種類の材料を同

時に使用するとき、**A 使用材料の危険有害性区分** が上の行に記述した方（リスクの高い方）を選択します。

3. **C 可能性または作業環境** は表-1 

可能性が極めて高い(大量の使用/長期間・常時)	4
屋内(換気設備なし)	
可能性が高い(やや大量/使用頻度大)	3
屋内(換気設備あり)・屋外(囲い2面以上あり)	
可能性がある(やや少量/時々の使用)	2
屋外(囲い1面あり)	
ほとんど発生しない(わずかの量/短時間)	1
屋外(囲いなし)	

 を参照して、危険有害性が発生する可能性または作業環境レベルを決めて記入します。

4. **B 危険度  
有害性等  
の大きさ**と、**C 可能性  
または  
作業環境**の**和**を**D リスク  
評価  
B+C**に記入します。

10～7	〈高〉	直ちにリスク低減策を検討し、必要な措置を講じる。措置を講じるまでは、作業を行わない。
6～3	〈中〉	当該リスクを確認し、別紙リスク低減措置一覧表を参考にリスク低減対策を検討し、必要な措置を講じる。
2～1	〈低〉	当該リスクを確認し、取扱い・作業上の留意事項を関係者全員に周知徹底する。

5. 表-2を基にそれぞれの危険有害性についてリスク低減対策のを検討します。

6. リスク低減対策の検討は、**D リスク  
評価  
B+C**の数値が7以上あるいは高い方から5項目について実施する。

**危険有害性番号**は、**危険有害性(番号・項目)**の丸囲み数字を記入する。

**リスク低減対策(リスク評価7以上および優先度の高い3～5項目)**は、「リスク低減対策一覧表」シートからリスク低減対策の項目を転記し、必要な措置を確認実施する。

7. 危険性・有害性のリスク評価～リスク低減対策の内容を関係作業員に周知してください。
8. 作業員のサインを記入したリスクアセスメントとSDSを、工事事務所へ一旦提出してください。事務所でコピーを保管します。
9. リスクアセスメントとSDSは作業場所に掲示してください。

#### ◎移動式クレーン・車両系建設機械等使用届

- ・平成27年4月から施行された「フロン排出抑制法」で、「第一種特定製品」の「管理者」に該当機器の適切な管理が義務づけられました。
- ・第一種特定製品には、建設機械に装備されたエアコンディショナーも該当し、「管理者」には、所有者（リース・レンタル業者を含む）が該当します。
- ・「使用届」に「フロン第1種特定製品」の確認欄を追加しましたので、該当する場合には点検済の機材を持込、使用して下さい。
- ・「(参考) フロン第1種特定製品点検記録簿」のシートを追加しましたので、必要に応じて利用して下さい。

以上